

所得控除の種類と計算方法

※控除・年齢の要件は 12 月 31 日(前年中に配偶者・親族が死亡した場合は、その時点)の現況で判定します。

所得控除の種類		計算方法
雑損控除	前年中に本人や本人と生計を一にしている配偶者・親族が災害・盗難・横領により住宅や家財などに損失を生じた場合や、本人が災害等に関連してやむをえない支出をした場合	$\text{差引損失額} = \text{損害金額} - \text{保険等で補てんされる金額}$ (1)と(2)のいずれか多い方の金額 (1) 差引損失額－(総所得金額等×10%) (2) 差引損失額のうち、災害関連支出の金額－5万円
医療費控除	下記(1)(2)どちらか一方のみ適用可能 (1) 従来の医療費控除 前年中に本人や本人と生計を一にしている配偶者・親族について支払った医療費がある場合 (2) セルフメディケーション税制による特例 前年中に本人や本人と生計を一にしている配偶者・親族について支払った特定一般用医薬品等購入費があり、健康の保持増進及び疾病の予防への一定の取り組みをおこなっている場合	(1) (支払った金額)－(保険等で補てんされる金額)－(総所得金額等×5% または 10 万円のいずれか少ない金額) ※限度額 200 万円 (2) 特定一般用医薬品等購入費－保険金などで補てんされた金額－12,000 円 ※限度額 88,000 円
社会保険料控除	前年中に本人や本人と生計を一にしている配偶者・親族の健康保険料・国民年金保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料などを支払った場合	支払った金額
小規模企業共済等掛金控除	前年中に小規模企業共済等掛金(旧第 2 種共済掛金を除く)、確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金・個人型年金加入者掛金と心身障害者扶養共済掛金を支払った場合	支払った金額
生命保険料控除	前年中に生命保険料を支払った場合 (1) 平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約(新契約) …一般生命保険料控除、個人年金保険料控除、介護医療保険料控除の3種類 (2) 平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約(旧契約) …一般生命保険料控除、個人年金保険料控除の2種類	

【生命保険料控除の計算式】

保険料の区分	支払った保険料の合計金額	生命保険料控除額
(1) H24.1.1以後に締結した保険契約(新契約)	1円 ～ 12,000円	支払った保険料の全額
	12,001円 ～ 32,000円	(支払った保険料の合計額)×1/2+6,000円
	32,001円 ～ 56,000円	(支払った保険料の合計額)×1/4+14,000円
	56,001円 ～	28,000円
(2) H23.12.31以前に締結した保険契約(旧契約)	1円 ～ 15,000円	支払った保険料の全額
	15,001円 ～ 40,000円	(支払った保険料の合計額)×1/2+7,500円
	40,001円 ～ 70,000円	(支払った保険料の合計額)×1/4+17,500円
	70,001円 ～	35,000円

※一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除について、新契約と旧契約の双方にご加入の場合は、各控除ごとに以下のいずれかを選択することができます。なお、合計適用限度額は70,000円です。

- (1) 新契約のみ控除を適用(適用限度額 28,000円)
- (2) 旧契約のみ控除を適用(適用限度額 35,000円)
- (3) 新契約と旧契約との双方の控除を適用(適用限度額 28,000円)

地震保険料控除

前年中に地震保険料を支払った場合

- (1) 地震保険
 - …損害保険契約等のうち、地震等により資産に生じた損失の額を補てんする保険金等が支払われる損害保険契約
- (2) 旧長期損害保険
 - …満期返戻金等があり、保険期間または共済期間が10年以上のもの
 - (ただし、平成18年12月31日までに損害保険契約を締結し、平成19年1月1日以降に契約変更をしていないもの)

【地震保険料控除の計算式】

保険料の区分	支払った保険料の合計金額	地震保険料控除額
(1)地震保険料	1円 ～ 50,000円	(支払った保険料の合計額)×1/2
	50,001円 ～	25,000円
(2)旧長期損害保険料	1円 ～ 5,000円	支払った保険料の全額
	5,001円～15,000円	(支払った保険料の合計額)×1/2+2,500円
	15,001円 ～	10,000円

※支払った保険料が「地震保険料」と「旧長期損害保険料」の両方がある場合は、それぞれの控除額を合算した金額が地震保険料控除額になります。(適用限度額 25,000円)

障害者控除	<p>(1) 本人または控除対象配偶者及び扶養親族が、愛の手帳・身体障害者手帳・戦傷病者手帳・精神障害者保健福祉手帳をもっている場合</p> <p>(2) 本人または控除対象配偶者及び扶養親族が、精神または身体に障がいのある65歳以上の人で障害者控除の対象であるとの認定を区長からうけている場合など</p>		1人につき 26万円																				
	<p>特別障害者控除に該当する場合</p> <p>(1) 本人または控除対象配偶者及び扶養親族が、愛の手帳 1度・2度、身体障害者1級・2級、戦傷病者手帳第3項症まで、精神障害者保健福祉手帳 1級、原爆の被爆者で認定書をもっている場合または寝たきりで複雑な介護を要する場合</p> <p>(2) 本人または控除対象配偶者及び扶養親族が、精神または身体に障がいのある 65 歳以上の人で特別障害者控除の対象であるとの認定を区長からうけている場合など</p>		1人につき 30万円																				
	<p>同居加算</p> <p>特別障害に該当する方と同居している場合、同居加算があります。</p>		1人につき 23万円の加算																				
(令和3年度から) ひとり親 寡婦控除	<p>未婚の人、もしくは配偶者と死別・離別または配偶者が生死不明でその後婚姻していない人で、下記の扶養親族の有無や所得要件に該当する場合</p> <p>※住民票の続柄に「夫(未届)・妻(未届)」と記載されている場合は対象外</p> <p>※ここでの「子」とは、総所得金額等が 48 万円以下で生計を一にする子を指す</p>			ひとり親 30万円 寡婦 26万円																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">合計所得金額</th> <th>500万円以下</th> <th>500万円超え</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">扶養親族あり</td> <td>子を扶養</td> <td>ひとり親控除</td> <td rowspan="2">該当せず</td> </tr> <tr> <td>子以外を扶養</td> <td>寡婦控除</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">扶養親族なし</td> <td>配偶者と死別</td> <td>寡婦控除</td> <td>該当せず</td> </tr> <tr> <td>配偶者と離別</td> <td>該当せず</td> <td>該当せず</td> </tr> <tr> <td>未婚かつ 同一生計に子あり</td> <td>ひとり親控除</td> <td>該当せず</td> </tr> </tbody> </table>		合計所得金額		500万円以下	500万円超え	扶養親族あり	子を扶養	ひとり親控除	該当せず	子以外を扶養	寡婦控除	扶養親族なし	配偶者と死別	寡婦控除	該当せず	配偶者と離別	該当せず	該当せず	未婚かつ 同一生計に子あり	ひとり親控除	該当せず	
合計所得金額		500万円以下	500万円超え																				
扶養親族あり	子を扶養	ひとり親控除	該当せず																				
	子以外を扶養	寡婦控除																					
扶養親族なし	配偶者と死別	寡婦控除	該当せず																				
	配偶者と離別	該当せず	該当せず																				
	未婚かつ 同一生計に子あり	ひとり親控除	該当せず																				
(令和2年度まで) 寡婦控除 寡夫控除	<p>配偶者と死別・離別または配偶者が生死不明でその後婚姻していない人で、下記の扶養親族の有無や所得要件に該当する場合</p>			特別寡婦 30万円 寡婦 26万円 寡夫 26万円																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">合計所得金額</th> <th>500万円以下</th> <th>500万円超え</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">扶養親族あり</td> <td>子を扶養</td> <td>特別寡婦控除 または寡夫控除</td> <td rowspan="2">寡婦控除</td> </tr> <tr> <td>子以外を扶養</td> <td>寡婦控除</td> </tr> <tr> <td>扶養親族なし</td> <td>配偶者と死別</td> <td>寡婦控除</td> <td>該当せず</td> </tr> </tbody> </table>		合計所得金額		500万円以下	500万円超え	扶養親族あり	子を扶養	特別寡婦控除 または寡夫控除	寡婦控除	子以外を扶養	寡婦控除	扶養親族なし	配偶者と死別	寡婦控除	該当せず							
合計所得金額		500万円以下	500万円超え																				
扶養親族あり	子を扶養	特別寡婦控除 または寡夫控除	寡婦控除																				
	子以外を扶養	寡婦控除																					
扶養親族なし	配偶者と死別	寡婦控除	該当せず																				

勤 労 学 生 控 除	学生・生徒で勤労による所得(給与等)があり、前年中の合計所得金額が 75 万円(令和 2 年までは 65 万円)以下で、かつそのうち不労所得(配当等)が 10 万円以下の場合	26 万円																																																																
配 偶 者 控 除	<p>控除については以下のとおり</p> <table border="1" data-bbox="309 342 1449 607"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区 分</th> <th rowspan="3">納税義務者の 合計所得金額</th> <th colspan="4">同一生計配偶者</th> </tr> <tr> <th colspan="4">控除対象配偶者</th> </tr> <tr> <th>900 万円以下</th> <th>900 万円超え 950 万円以下</th> <th>950 万円超え 1,000 万円以下</th> <th>1,000 万円超え</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者控除(70 歳未満)</td> <td>33 万円</td> <td>22 万円</td> <td>11 万円</td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td>老人配偶者控除(70 歳以上)</td> <td>38 万円</td> <td>26 万円</td> <td>13 万円</td> <td>0 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>同一生計配偶者: 納税義務者と生計を一にする配偶者のうち、前年の合計所得金額が 48 万円(令和 2 年度までは 38 万円)以下の配偶者</p> <p>控除対象配偶者: 同一生計配偶者のうち、前年の合計所得金額が 1,000 万円以下である納税義務者の配偶者</p>		区 分	納税義務者の 合計所得金額	同一生計配偶者				控除対象配偶者				900 万円以下	900 万円超え 950 万円以下	950 万円超え 1,000 万円以下	1,000 万円超え	配偶者控除(70 歳未満)	33 万円	22 万円	11 万円	0 円	老人配偶者控除(70 歳以上)	38 万円	26 万円	13 万円	0 円																																								
区 分	納税義務者の 合計所得金額	同一生計配偶者																																																																
		控除対象配偶者																																																																
		900 万円以下	900 万円超え 950 万円以下	950 万円超え 1,000 万円以下	1,000 万円超え																																																													
配偶者控除(70 歳未満)	33 万円	22 万円	11 万円	0 円																																																														
老人配偶者控除(70 歳以上)	38 万円	26 万円	13 万円	0 円																																																														
扶 養 控 除	<p>生計を一にしている、前年中の合計所得金額が 48 万円(令和 2 年度までは 38 万円)以下の 16 歳以上の扶養親族がいる場合(16 歳未満の親族で合計所得金額が 48 万円(令和 2 年度までは 38 万円)以下の方は、扶養親族となりますが、扶養控除の対象にはなりません。)</p> <table border="1" data-bbox="746 1048 1449 1290"> <tbody> <tr> <td>一般の扶養親族</td> <td>: 16 歳～18 歳</td> <td>33 万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>: 23 歳～70 歳未満</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特定扶養親族</td> <td>: 19 歳～22 歳</td> <td>45 万円</td> </tr> <tr> <td>老人扶養親族</td> <td>: 70 歳以上</td> <td>38 万円</td> </tr> <tr> <td>同居老親等扶養親族</td> <td>: 70 歳以上</td> <td>45 万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>扶養親族は 6 親等内の血族および、3 親等内の姻族 同居老親等扶養親族は本人、配偶者の直系尊属</p>		一般の扶養親族	: 16 歳～18 歳	33 万円		: 23 歳～70 歳未満		特定扶養親族	: 19 歳～22 歳	45 万円	老人扶養親族	: 70 歳以上	38 万円	同居老親等扶養親族	: 70 歳以上	45 万円																																																	
一般の扶養親族	: 16 歳～18 歳	33 万円																																																																
	: 23 歳～70 歳未満																																																																	
特定扶養親族	: 19 歳～22 歳	45 万円																																																																
老人扶養親族	: 70 歳以上	38 万円																																																																
同居老親等扶養親族	: 70 歳以上	45 万円																																																																
配 偶 者 特 別 控 除	<p>生計を一にする配偶者で、控除対象配偶者に該当しない配偶者がいる場合 控除額は以下のとおり</p> <p>【令和 3 年度から】</p> <table border="1" data-bbox="309 1559 1449 2085"> <thead> <tr> <th rowspan="3">配偶者の合計所得</th> <th colspan="4">納税義務者の合計所得金額</th> <th rowspan="3">対象外</th> </tr> <tr> <th>900 万円以下</th> <th>900 万円超え 950 万円以下</th> <th>950 万円超え 1,000 万円以下</th> <th>1,000 万円超え</th> </tr> <tr> <th colspan="4">配偶者特別控除の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>480,001 円 ～ 950,000 円</td> <td>33 万円</td> <td>22 万円</td> <td>11 万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>950,001 円 ～ 1,000,000 円</td> <td>33 万円</td> <td>22 万円</td> <td>11 万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,000,001 円 ～ 1,050,000 円</td> <td>31 万円</td> <td>21 万円</td> <td>11 万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,050,001 円 ～ 1,100,000 円</td> <td>26 万円</td> <td>18 万円</td> <td>9 万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,100,001 円 ～ 1,150,000 円</td> <td>21 万円</td> <td>14 万円</td> <td>7 万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,150,001 円 ～ 1,200,000 円</td> <td>16 万円</td> <td>11 万円</td> <td>6 万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,200,001 円 ～ 1,250,000 円</td> <td>11 万円</td> <td>8 万円</td> <td>4 万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,250,001 円 ～ 1,300,000 円</td> <td>6 万円</td> <td>4 万円</td> <td>2 万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,300,001 円 ～ 1,330,000 円</td> <td>3 万円</td> <td>2 万円</td> <td>1 万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,330,001 円 ～</td> <td>0 円</td> <td>0 円</td> <td>0 円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		配偶者の合計所得	納税義務者の合計所得金額				対象外	900 万円以下	900 万円超え 950 万円以下	950 万円超え 1,000 万円以下	1,000 万円超え	配偶者特別控除の額				480,001 円 ～ 950,000 円	33 万円	22 万円	11 万円		950,001 円 ～ 1,000,000 円	33 万円	22 万円	11 万円		1,000,001 円 ～ 1,050,000 円	31 万円	21 万円	11 万円		1,050,001 円 ～ 1,100,000 円	26 万円	18 万円	9 万円		1,100,001 円 ～ 1,150,000 円	21 万円	14 万円	7 万円		1,150,001 円 ～ 1,200,000 円	16 万円	11 万円	6 万円		1,200,001 円 ～ 1,250,000 円	11 万円	8 万円	4 万円		1,250,001 円 ～ 1,300,000 円	6 万円	4 万円	2 万円		1,300,001 円 ～ 1,330,000 円	3 万円	2 万円	1 万円		1,330,001 円 ～	0 円	0 円	0 円	
配偶者の合計所得	納税義務者の合計所得金額				対象外																																																													
	900 万円以下	900 万円超え 950 万円以下		950 万円超え 1,000 万円以下		1,000 万円超え																																																												
	配偶者特別控除の額																																																																	
480,001 円 ～ 950,000 円	33 万円	22 万円	11 万円																																																															
950,001 円 ～ 1,000,000 円	33 万円	22 万円	11 万円																																																															
1,000,001 円 ～ 1,050,000 円	31 万円	21 万円	11 万円																																																															
1,050,001 円 ～ 1,100,000 円	26 万円	18 万円	9 万円																																																															
1,100,001 円 ～ 1,150,000 円	21 万円	14 万円	7 万円																																																															
1,150,001 円 ～ 1,200,000 円	16 万円	11 万円	6 万円																																																															
1,200,001 円 ～ 1,250,000 円	11 万円	8 万円	4 万円																																																															
1,250,001 円 ～ 1,300,000 円	6 万円	4 万円	2 万円																																																															
1,300,001 円 ～ 1,330,000 円	3 万円	2 万円	1 万円																																																															
1,330,001 円 ～	0 円	0 円	0 円																																																															

	【令和2年度まで】				
	配偶者の合計所得	納税義務者の合計所得金額			
		900万円以下	900万円超え 950万円以下	950万円超え 1,000万円以下	1,000万円超え
	配偶者特別控除の額				対象外
	380,001円～850,000円	33万円	22万円	11万円	
	850,001円～900,000円	33万円	22万円	11万円	
	900,001円～950,000円	31万円	21万円	11万円	
	950,001円～1,000,000円	26万円	18万円	9万円	
	1,000,001円～1,050,000円	21万円	14万円	7万円	
	1,050,001円～1,100,000円	16万円	11万円	6万円	
	1,100,001円～1,150,000円	11万円	8万円	4万円	
1,150,001円～1,200,000円	6万円	4万円	2万円		
1,200,001円～1,230,000円	3万円	2万円	1万円		
1,230,001円～	0円	0円	0円		
基礎控除	【令和3年度から】				
	納税義務者の合計所得金額に応じて適用される控除 控除額は以下のとおり				
	納税義務者の合計所得金額				
	2,400万円以下	2,400万円超え 2,450万円以下	2,450万円超え 2,500万円以下	2,500万円超え	
43万円	29万円	15万円	適用なし		
【令和2年度まで】					
納税義務者全ての方に適用される一律の控除(控除額33万円)					